

会議名 議会運営委員会

日時 平成 31 年 3 月 15 日（金）午後 2 時 19 分～午後 3 時 11 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 木村冬樹 委員 鈴木麻住
委員 鬼頭博和 委員 関戸郁文

陳述人 甲山海緒

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕

その他出席 行政課長 佐野剛

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
請願第 2 号	市民参加の実効性を求める請願	賛成少数 不採択

議会運営委員会（平成31年 3月15日）

◎委員長（堀 巖君） ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

本来であれば、前回に引き続いて請願第2号「市民参加の実効性を求める請願」の審査から行うところですが、請願者の方がお越しになるまでにちょっと時間がかかるということなので、先に公職選挙法の寄附行為禁止規定の遵守に関する決議案についての審議というか、意見を伺いたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

◎委員（鬼頭博和君） 4行目から、本市議会議員がというところがあります。「公職選挙法で禁止されている寄附行為に抵触する恐れがある行為があった」というふうに書いてあるんですけども、ここの部分はちょっと要らないんじゃないですか。要りますかね。

◎委員長（堀 巖君） 鬼頭委員の意見に対して、何かありましたらお願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 要らないと言っちゃあ要らないのかもわかりませんが、なぜこういう決議案を出すかというところが、こういうことがあったからということと前提の決議案ということからすれば、あってもいいのかなあというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） 鈴木さんと同じで、やっぱりこの時期になぜ決議するのかというところの理由として、このことがあるというふうに思いますので、私は入れるべきだというふうに思います。

◎委員長（堀 巖君） この文案については、先回、議長・副議長含めて、事務局で検討していただきたいというふうに代表者会議で決まったということなんですけれども、その点に関して、今ちょっと議長はいないんですが、代理の副議長、何か意見ありますか。

◎副議長（大野慎治君） 代表者会議の中で、塚本代表から明るい選挙という決議と言われましたが、決議文を出す以上は、具体的なものを出さないといけないということで、正・副議長のもとで一任されましたので、このような文案を出させていただきました。これは、事務局ともよくよく精査した上での提案でございます。以上です。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

◎委員（鬼頭博和君） この文面は、今初めて僕も見させてもらったものですから、ちょっと確認ができない。私1人の判断ではちょっとできないものですから、もう少し時間をいただけますか。

◎委員長（堀 巖君） 本会議の最終日なので、ここで決めるということ

が絶対必要ではないということで、わかりました。

前回に決議案を出したときについても、そのようなことを、経過を踏まえた上での文案というのは入っていましたよね。

◎副委員長（木村冬樹君） 過去の反省から市民の信頼確保に努めてきたが、今なお市民の議会不信は払拭できるまでにはなっていないという文章です。

◎委員長（堀 巖君） ちょっと確認して、この議題については閉じたいというふうに思います。

続きまして、請願第2号「市民参加の実効性を求める請願」の審査を行いたいと思います。

本件に対する質疑を再開します。

請願者の方のぜひ、追加、補足、意見があるかもしれませんし。

◎委員（鬼頭博和君） 資料をちょっと持ってくるのを忘れたものですから。

◎委員長（堀 巖君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（堀 巖君） 休憩を閉じ、再開します。

質疑はないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議に入りたいと思います。

発言する議員は、挙手をお願いします。

◎副委員長（木村冬樹君） 請願者の方、本当に申しわけありませんでした、何回も足を運んでいただいて。

前回の議会運営委員会で話し合ったように、やっぱりここは一旦、議員全体の場に持ち帰って、そこで趣旨採択というものをどういうふうにみんな認識しているのかということで、そのことの一定の一致を図ろうというふうに思って、議会基本条例推進協議会というところを、きょう午前中に行われましたけど、そこでちょっと議論をさせていただきました。

それで、その到達としては、趣旨採択というものについては、やはり議員の中に温度差があるというのは、これは明らかになりました。温度差があっても仕方ないという議論がちょっと大半を占めたというふうに思います。

そういった中で、ただ大事なことは、ここの請願趣旨にあります地方自治法第125条の規定または岩倉市議会会議規則第99条の規定、こういったことについて、例えば請願を採択した場合、不採択となった場合、あるいは趣旨採択した場合、一部採択した場合、こういった場合については送付するという作業は行っていたんですが、その結果を必要と議決した場合は、経過や結

果の報告を請求するというこの行為がこれまで全くされていなかったというのが岩倉市議会の反省点であるということを確認しました。これからは、こういったこともきちんと確認をして実施していこうということを確認できました。そういった点で、それを気づかせていただいた請願者の皆さんには、議会として感謝しなければならないというふうに思っています。

それで、この請願をどうするかというのは、それぞれ後で皆さんの判断に従うということになりますが、依然として、この趣旨採択というものについてどう捉えるのかというところがやっぱり焦点になってくるだろうというふうに思っています。

それで、議会用語集という、我々が皆さんにホームページ上で示している趣旨採択とはどういうものかという文章を読みますと、請願において、その内容が妥当であるが、実現性において困難だと判断した場合に不採択とすることもできないとしてとられる請願の意思決定の方法ですというふうに説明をしているんですね。ですから、そのことをどう捉えるかというところの違いだというふうに思います。ですから、その内容は妥当であるというふうには判断をしているわけですね。ただ、実現性においてまだ困難であるというふうに判断しているところで、議会としては、やっぱり私としては、妥当というふうに判断したわけですから、執行機関側にその実現に向けて働きかけをしていくということは、議会としての役割だというふうに思っています、私としてはね。そういう以外の意見も協議会の場では出されましたので、一応請願者に説明する意味も含めて発言をさせていただきました。

◎委員（鈴木麻住君） これは、先ほどの推進協議会の中でも私が発言した意見ですけれども、趣旨採択の今の温度差ということからすると、実現可能なもの、あるいは実現が可能だけど期間が要するものとか、財政上の問題だとかいろんな問題があって、すぐには実現できないものとかいうことがいろいろあって、趣旨採択を選択するケースがあるわけですね。

その場合に、今実現に向けて努力することは必要なんですけれども、財政上だとか二次的な要素でできない場合、それを働きかけるというのは非常に難しい、すぐに実現ができないということからするとですね。だから、それを今のこのくくりでいくと、努めなければならないということになると、採択とほとんど、ほぼほぼ同じになってしまう。採択できないから趣旨採択にしていると。だけど、その中でもこれは実現可能だから、ある程度議長の判断によって送付して、それを報告、あるいはその結果の報告だとか請求を求めるとはできるという、98条の2にそういう規定があるんですね。

だから、委員会において趣旨採択の中でも、これは送付して採択並みに扱

うものと、あるいはそうでないものと、そこで判断して議長に預けるという方向性で趣旨採択を捉えたらどうかという提案をさせていただきました。

つまり、すぐ実現できるようなものとか非常に難しいものでも、趣旨だけは、願意だけは酌んでというところと、やっぱりすみ分けしていかなきゃいけないんじゃないかなあと。ある程度、もうちょっと頑張れば、これは請願の趣旨を酌んで、達成できるようなものについては努力していくというようなことで、ただそれを、採択までも行かないという部分が、何かの要件があって、ちょっと説明が難しいんですけど、請願並みに扱いながら市長に送付して、その後の報告だとか請求を求めていくというような、趣旨採択の中でも2つに分けていくという方向性でいったらどうかというふうな提案をさせていただきました。

◎委員（関戸郁文君） 今皆さんが申し上げたとおりで、趣旨採択というのは実現性において困難だと判断したと。今回のケースで、やっぱり請願者の方が請願趣旨の中でも訴えていらっしゃるんですが、住民自治の機能不全に陥っているのではないかと書いてあります。そういうふうにとられてしまったというところがやっぱり課題かなあというふうに思っていて、何らか、できないならできないということで見える化するようなことが必要だったのかなあと。そういうところを注意していけば、自然とというか、今までどおりの議会基本条例の文章でいいのかなあという感じは受けております。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、午前中にちょっと話はしたんですけども、請願事項の2項目ですよね。やはり2番のところの、今、関戸委員も言われましたけれども、趣旨採択と決した請願については願意を重く受けとめ、その実現に向け努めなければならないという、この文言をそのまま入れていくというのはなかなか難しいんじゃないかなあと。

午前中の議員の中で、やはりこの地方自治法第125条、それから岩倉市議会会議規則99条の話も出ました。やっぱりそういった処理をちゃんとしていかなければいけないねという合意も皆さんとれたと思いますので、あえてこの文言を入れていかななくてもいいんじゃないかなあというふうに私は思います。以上です。

◎委員長（堀 巖君） 委員長としてですけども、趣旨採択した請願には5項目ありました。5項目をまとめて趣旨採択というふうにしたんですよ。ただ、4項目めについては、何回も言うようですけども、議論をかなりして、あれは実現不可能には当たらない請願だということで時間をかけて議論したはずなんですね。

だから、議会側の反省としては、1項目ずつ一部採択すべきだとか、そう

いう意見も出たわけですけども、そうではなくて、やっぱり趣旨採択にしようという意向が強く働いて、結果的にあんなったんですけど、そういった実現可能性というところについていえば、パブリックコメントを終わるまでは延期してくださいという生の声に対して、執行機関についても、それは別に延ばしたって何らデメリットはなかったわけで、現に公共施設の再配置の検討委員会の中では、同様の意見が市民委員からも出ています。パブリックコメントをとったほうがよかったよねという意見が出ています。

ですから、その見きわめ方を、僕たち私たちも誤ったのではないかなあという気がしています。だから、請願者からしてみれば、1項目ずつ、一部採択なのか不採択なのか、決めてもらったほうがすっきりするという意味も込めて、今回、趣旨採択についても、実現可能性のあるものについては努力すべきだという、可能性がなくても、さっき一番最初に木村委員が言ったように、当たり前なことだと思うんですね。議会として趣旨採択しようが、その実現に向けて、可能性は低いかもしれないけれども努力するというのは重要なことだというふうに思います。ということで、個人的な意見です。

それについて何か、議員間討議なので、請願者の方から何か意見を聴取するという事はないんですけども、議員間討議を終えるのなら、発言を申しすることがあるのであれば許可しますが、とりあえずまだ議員間討議なので。

◎委員（鈴木麻住君） 一部採択という手法もやっぱりあるんですけど、一部採択するとほかの請願、例えば5項目の中の4項目だけ一部採択と、そうすると、ほかの4項目は不採択という判断になってしまうんですね。それよりかは、全体を趣旨採択という選択肢のほうがいいのかなあという意見もあると思うんですよ。

だから、その項目だけは一応採択してもいいよという。でも、ほかは趣旨採択というわけにいかないと思うんで、どういう選択をするかというのが、今回の場合は趣旨採択という選択がよかったのかなあとは私は今でも思っていますけれども。

◎委員長（堀 巖君） そうなると、父母の会の請願がありましたよね、あのように、例えば3つ分けて出されてくる場合、そうするとすっきりするという感じがするんですね。

◎委員（鈴木麻住君） あれはちょっと協議の中で、3つ4つぽんと、いろんな難しいことも含めて、そこに載せられると全部を採択できない、一部採択すると、ほかがそういう不採択ということになるので、1項目ずつ分けてやれば採択可能なものもありますよという趣旨で、協議しながらそういうふ

うな手法をとられたこともありました。

◎委員長（堀 巖君） ほかに議員同士で、議員間討議って自分の意見を言って終わりじゃないので、人が言った意見に対しても、それはこうじゃないですかというのはありなんで、それが本来の討議だと思いますが。

閉じていいですか。

◎副委員長（木村冬樹君） 少なくとも、きょうの午前中の議会基本条例推進協議会の中で、岩倉市議会会議規則第99条の規定にある送付するだけじゃなくて、その処理の経過及び結果の報告を請求するということが必要だという、そういう議決をしたものについては、これを請求しなければならないという規定があるわけで、このことの手続をとっていこうということについては、もう何ら疑いもなしに、これから行われていくというふうに思います。それは、この請願の力によって実現したことだというふうに思います。

ですから、あとはそれを議会基本条例の第10条の第3項の規定の中に、このことも含めてどれだけ書き込むか、あるいは書き込む必要がないのか、ここがもう今回の議会上の争点になっているところなものですから、説明するだけ、あえて説得するということは難しいと思いますけど、要するに、規定がそういうふうに、規則で決まっておったとしても、議会基本条例はもっと理念的なものだから、採択、あるいは一部採択、趣旨採択というふうなものについて、どういうふうな考え方でもって議会は行動するのかということの理念を書き込むことは、ある意味必要だというふうに思っています。

ですから、例えば、採択または一部採択とした請願については、この請願にある①のような実効性を確保するように努めなければならない、②については、少なくとも、趣旨採択としたものについては、その内容を妥当として判断したということだから、そういう今の対応にしても、必要なものについてはその検討結果を求める必要があるみたいのところまでは、僕は書いてもいいというふうに思います。僕はそういう意見です。

だから、今争点はそこだということも含めて、今ちょっと発言させていただきました。

◎委員（鈴木麻住君） 今の意見って、99条で採択した請願については、そういう手続を踏まなきゃいけないと書いてあるわけだから、それは粛々とやればいいと。その98条の2に採択というのは、一部採択は、いわゆる趣旨採択を含むと書いてあるんですね。これを採択という解釈になるということであれば、趣旨採択も、一部採択も、採択並みに市長に送付して、その結果とか報告を請求することができる、求めなければならないか、ということなので、そういう考え方ということですよ。

◎副委員長（木村冬樹君） 今言ったとおりで、採択、ここにはもう採択しか書いていないものですから、趣旨採択も含めて、その請願については、送付しなければならないものは送付するという、さらには、その処理の経過や結果の報告を求める必要があるというふうに議決したものについては、たとえ趣旨採択であろうが、その結論はもらうということが、この会議規則の趣旨なもんだから、そういうことは確認していききたいなあというふうに思います。

ですから、会議規則にあるからいいんじゃないかという意見も午前中にありましたけど、ただやっぱり、議会基本条例というのは議会としての決意みたいなものですから、最高規範ですし、ですから、そういった意味で、やっぱり市民との連携というところは非常に大事な部分だから、そういう具体的なことも含めて少し記述したほうが私はいいいというふうに思いますということなんです。

◎委員長（堀 巖君） いやいや、そうではないという意見が、もう一回、必要ないなという意見を、もう少し強く主張していただきたいと思いますけれども。

◎委員（関戸郁文君） こういうふうに言うのであればかもしれませんが、条文に書き入れなくても、各議員は本当にしっかり、午前中にも議論があったとおりで進捗管理していくということでございますので、あえて書き込む必要はないんじゃないかと。第4条、過去にも、何回も同じことを言うんですけど、そこにしっかりと書かれていますので、それをもってよしとするというふうに考えるところでございます。

◎委員（鬼頭博和君） 書き込む、書き込まないという話なんですけれども、やはり趣旨採択の各議員の意識レベルが、いや反対だという人もやっぱりいますし、賛成に近いという人もいます。中間の辺の人もいます。だから、やはりいろんなレベルの人がいるにもかかわらず、この実現に向け努力しないといけないということを書いちゃうと、その反対の人に対してもやらないかんよという半ばちょっと強制的なものも発生してくるという部分もあるんじゃないかなあと思うんですね。

だから、そういった部分で、やはりここまでは載せなくても、皆さんが統一して、やっぱりこういった会議規則の中でも書いてあるわけですから、そこでやっぱりとどめていただいたほうがいいんじゃないかなあというふうに私は思います。以上です。

◎委員（鈴木麻住君） 今の会議規則の表現だと、採択は、一部採択、趣旨採択も含むという趣旨ですよ。そうすると、分ける必要ないのかなあと思

うんですけど。1番の、要するに採択または一部採択と決した請願、2番で趣旨採択と決した請願という。だから、今の会議規則にのっとれば、採択は、一部採択、趣旨採択も含むという表現なので、わざわざ基本条例の10条にうたい込む必要が、うたわなくてもここにあるから、会議規則で、それにのっとって、これからやっていくということであればどうなんでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） 午前中にも、私発言しましたけれども、議会基本条例と一般的な条例というのは、上位関係にはもちろんありません。ただし、さっき木村委員が言われたように最高規範性を有するところの概念はあるわけです。なので、会議規則にあるから議会基本条例にうたわなくていいというものではないというふうに思うわけです。

だから、その意見、この短い議論の中では、なかなか皆さんの腹に落ちていかないというのは重々わかるし、今、現時点での考え方で挙手していただくしかないわけですけれども、ぜひその点についての市議会の憲法に精神をうたうというのは、ほかの条例や規則とはちょっと違うよということだけは御認識いただきたいというふうに思います。

ほかに討議すべき事項はないようですので、議員間討議を終結したいというふうに思います。

請願者の方、せっかくお越しなので、何か御意見等ありましたら、端的にお願いします。

◎陳述人（甲山海緒君） この請願を出した目的というのは、請願者に、趣旨採択だった場合に、議長のほうからすごく心が温まるようなメッセージが入った報告書を受け取っています。趣旨採択になったけれども、こういった点はとても理解できると、市議会としてこういうふうにしていきますというような文面のメッセージを書いています。

しかし、1月18日の全協のときに、1月10日に適正配置方針が決定したことを、議員全員挙手のもと趣旨採択したのに議論されなかったというところが、私の中ではすごく問題に感じています。とにかく、趣旨採択が乱用されることだけはないように、議員の逃げ道にならないように、将来的に実行不可能なのであれば否決すべきだと思います。

また、請願者も、請願の採択をとるために請願項目を分けて出すというのも、その目的から離れていると思います。

趣旨採択はすごく現段階で受け取り側が受け取りにくい採択だと感じています。趣旨採択したからには願意を重く受けとめて、その実現に向け努めなければならない、ここの努めなければならないの文言は少し変えていただいても構いませんけど、市議会として、そういう方向を向いていただくことが

可能なときに趣旨採択としていただきたいと思います。ごめんなさい、長くなって、以上です。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

それでは、請願に対する討論に入ります。

ありませんか。

◎委員（関戸郁文君） 市民参加の実効性を求める請願に対して、反対の立場で討論いたします。

議会基本条例の第4条(2)市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めることと明記されておりますので、あえて条文に記載する必要はないと。また、午前中の議論でもありましたが、特に記載しなくても、議員各位はしっかりとその進捗を管理していくということが確認されました。よって、市民参加の実効性を求める請願に対して反対いたします。

◎副委員長（木村冬樹君） 請願第2号「市民参加の実効性を求める請願」について、賛成の立場で討論を行います。

議会用語集では、請願について、その内容は妥当であるが、実現性において困難だと判断した場合に不採択とすることもできないとしてとられる請願の意思決定の方法として、趣旨採択というものを説明しています。

昨年6月定例会に提出された公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願は継続審査となり、9月定例会において全員賛成で趣旨採択されました。

議会は、公立保育園の維持・存続、加配保育制度の維持・存続、公立保育園の統廃合・民営化を優先的に行わないこと、公立保育園適正配置方針策定の延期、そして広く市民の意見を聞くという、このことについては、内容は妥当であるが実現性において困難であるという判断をしたわけであり、したがって、内容は妥当という判断ということであれば、議会としては、願意に寄り添った対応を行うことが求められていたと思います。

しかし、1月10日に公立保育園適正配置方針は決定され、議会は願意に寄り添った対応を十分に行うことができなかつたというふうに考えます。このことは、議会の役割を期待していた請願者の思いを大きく傷つけたというふうに思います。

こういった事態になってしまったのは、議員により趣旨採択への認識が異なることが大きな原因であり、請願者が趣旨採択の意義について疑問を持つことは当然のことだというふうに思います。

また、今回の請願提出によって、地方自治法第125条の規定及び岩倉市議会会議規則第99条の規定にあるような採択した請願に対する手続について、

十分な対応を行って来ていなかったことも明らかになりました。今後は、議会の議決によって採択された請願につきましては送付すること、そして場合によっては、処理の経過及び結果の報告を請求するということも議会としてやっていかなければならないというふうに考えます。

こういった点について、改めて気づかせてくれたのがこの請願であり、その点については、請願者に深く感謝申し上げるものであります。

趣旨採択を含む請願の採択についての実現性を確保するために、議会基本条例第10条、市民参加及び市民との連携についての規定をしている部分であります。その改正を求める本請願の趣旨は十分理解できるものと思います。

議会基本条例は議会における最高規範であり、議会の理念、姿勢を示すものであるというふうに考えますので、市民参加及び市民との連携について書かれているこの第10条について、請願の取り扱いをどのようにしていくのかきちんと示すこと、このことが市民に対しての責務であるというふうに考えます。

以上の理由により、この請願第2号については賛成させていただきます。

◎委員長（堀 巖君） 討論は、ほかにないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） なお、この請願については、もともと願意が趣旨採択の曖昧性についての趣旨も含まれていますので、あえて議員間討議の中で、これを趣旨採択にしましょうかというような議論を経ずに、採択か不採択かという二者択一で採決をとることにいたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、討論が終結しましたので、ただいまから採決に入りたいと思います。

請願第2号「市民参加の実効性を求める請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（堀 巖君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第2号は、賛成少数により不採択にすべきものと決しました。

ありがとうございました。

続いて、ごめんなさい、委員長のほうからですけれども、先ほどの決議文について、ちょっとこの場ではというふうに話をしましたけど、鬼頭委員から持ち帰って云々という話がありました。

代表者会議の経過の中で、ちょっと出ていないのであれなんですけれども、

文案については議長一任だということでは話がついているということなんですね。何でもそうですけれども、委員長報告でも委員長一任、議長一任という形です。以上は、議長にその権限を、やっぱり責任を持って文案をつくっていただくという意味での一任だと思いますので、その点について、もう一度持ち帰って云々という、議運で決めるというのはちょっと違うのかなあという。さっき裁定を誤って、きょうは決めなくていいみたいな話をしましたけど、やっぱり議長一任ってそれほど重いものだというふうに私は受けとめているんですけど、ほかの皆さんはいかがなんでしょうか。

◎副委員長（木村冬樹君） 本来であれば、報告やいろんなことは議長に一任したり、委員長に一任したりということはあるというふうに思います。

ただ、この意思決定ということの決議なもんだから、やっぱり全ての議員が納得した上で文章は提案しなきゃいけないというふうに僕は思うもんだから、民主主義というのはなかなか手続が難しい問題で、本当にそういう尽くされる必要があるというふうに僕は思います。

ですから、この4行目、5行目の部分をどうするのか。多分、今意見が分かれたというところだと思いますけど、このことについては、やっぱりきちんとしかるべきところで話し合われるか、議長がそれをどう受けとめるかというところになってくるのかなあというふうに思いますけど。

ただ、これを外さなきゃいけないというふうに、会派に持ち帰って決定しているわけじゃないもんね、まだね。そこはまだわからない部分がありますので、その辺を帰っていただいて、議長に伝えて、議長が最終的に文案を決めるということではいかがでしょうかね。

◎委員長（堀 巖君） ほかの委員さんはいいですか、それで。

議長もここに同席していただいているので、議会運営委員会でこの決議案を決めるものではなく、やはり議長に一任したわけですから、議長預かりで、個々に議長にそういうものがあれば申し出ていただくということで、あとは議長の裁量権ということでやっていただきたいというふうに、議会運営委員会ではそのようにしたいというふうに思います。いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） 1件、事務局から、辺野古基地の建設の陳情について協議をしてほしいというふうに言われていますけど、これって総務でやったというふうに副議長から聞いたんですけど、違いますか。

◎副委員長（木村冬樹君） ちょっと、この取り扱いを意見したいんですけど。

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、次に辺野古新基地の建設の決議について

を議題とするので、意見がある委員の挙手を求めます。

◎副委員長（木村冬樹君） 私個人としては、この沖縄弁護士会の決議について大いに賛同するものであります。ただ、この決議がされたのが、2018年12月10日ということで、いわゆることしの2月24日に行われた県民投票のことは全く触れられていないということがあります。

それで、こういう問題を考える場合、何が大事かということ、地方自治とか住民自治のことだというふうに思うんですよね。そこで住む人たちの多くの意見が反映される運営をやっぱりしなきゃいけないというふうに思いますので、そういった点での地方自治、住民自治の問題だと思うんですけど、そういった点で、岩倉市が決議を上げていくということについては、僕は必要なことだというふうに思っています。

そういったことも考えると、やっぱり県民投票というの結果が決議の中に含まれなきゃいけないというふうに思うんですよ。そういうことを考えると、この時期に、これは2月1日に岩倉市に出そうということで2月18日に受理されておりますが、ちょっと時期的にそのことが入っていないということが非常に残念だなあというふうに思っています。

ですから、決議を上げるにしても、もうちょっとそういうことも含めた決議を独自に考えることができれば考えたいですし、またその沖縄のほうから、弁護士会なり、いろんな団体があると思いますが、そういったことも含めた決議を上げてほしいという願いがあったら、その時点でやっぱり考えていく必要があるのかなあというふうに思っています。

ですから、結論を言えば、2月24日のやつが入っていないもんだから残念であるし、今の時期にそれが入っていない決議を上げることが、余り重みがないような気がしているというのが私の感想であります。

◎委員長（堀 巖君） ほかに御意見ありましたら、お願いします。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（堀 巖君） ないようですので、木村委員からも聞きおく、今回は聞きおくということで、決議文を上げるにはちょっと時期がずれているという話があったので、聞きおくということで処理してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） では、聞きおくということに決しました。

本委員会に付託された案件については協議が終わりましたので、事務局から何かありますか。

◎議会事務局統括主査（寺澤 顕君） 済みません、事務局です。

さきの議会運営委員会の中でお話があったことかと思いますが、各常任委

員会の質疑におきまして、関連質問といったところで、委員長の取り回しにおいて、1つの質疑があって、なるだけ予算書等が、ページが前に戻るといったようなことがないように、1つの議題に関して同様の質問があれば、関連質問ということで各議員1つの質疑に集中して行って、なるべく前に戻らないようにというふうなお話があったかと思いますが、再度その確認をお願いしたいと思います。以上です。

◎委員長（堀 巖君） 事務局から提案がありました。皆さん、このことは記憶にございますでしょうか。

◎副委員長（木村冬樹君） 多分、傍聴している人も関連質問でしていったほうが、その議案の本質がつかみやすいというふうに思いますので、そういった形の運営が望ましいというふうに思いますが、現実的な問題としては、いろいろあるというふうに思います。ですから、その心がけをきちんとしていくということで、慣例集に書くぐらいの取り扱いで規定していくということでどうでしょうかね。

◎委員長（堀 巖君） 例外があるにしても、慣例集に基本的な取り扱いについては、そういうルールを書くということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） じゃあ、そのようにお願いいたします。各会派に持ち帰って、皆さんに周知をお願いしたいというふうに思います。

◎副委員長（木村冬樹君） その際は、だから挙手するときに関連質問と言って挙手をするという、こういうこともルール化の中に入れておきましょう。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっと違う話ですけど、厚生委員会のときに、堀委員が指摘した件なんですけど、質疑をせずに反対討論をされた議員について、ちょっとクレームをつけた件がありました。

あれは議運で以前にそういうことはないようにしましょうという提案もあったはずなんです。その討論は、事務局につくってもらうのではなくという話もあったし、そういうこと云々がないようにということを言われていた中で前回ちょっとそういうことがあって、堀委員が議運の委員長として言われたのか、ちょっとその辺はわかりませんが、そこってどうなんでしょうか。

◎委員長（堀 巖君） 多分、全議員のこれも腹に落ちていないというか、認識が甘いというか、だと思えます。やはり、質疑もせずに反対討論するのは明らかにおかしいと思いますので、徹底していただきたいというふうに、議運の皆さんからお伝えいただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（堀 巖君） では、議会運営委員会を閉じたいと思います。お疲れさまでございました。